

●香川県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年6月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 円座香南線（44号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 高松市香南町池内字中筋 214番1地先から 高松市香南町池内字中筋 264番1地先まで | 4.0~45.1 | 100 | 平成31年香川県告示第133号で 変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 令和3年6月4日